

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-510599(P2016-510599A)

【公表日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2015-562479(P2015-562479)

【国際特許分類】

A 23 G 4/00 (2006.01)

【F I】

A 23 G 3/30

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月10日(2017.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チューインガムの感覚刺激特性を改良するためのソルビトール粉末を使用する方法であって、該ソルビトール粉末が、レッヂェの装置を使用する粒度分析によって決定される以下の粒度分布；

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、

40重量%から45重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、

48重量%から53重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、

3.5重量%から8重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および

0重量%から2.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有することを特徴とする、

方法。

【請求項2】

前記感覚刺激特性が、イニシャルバイト、質感、甘味および/またはフレーバー強度から選択されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ソルビトール粉末が、以下の粒度分布：

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、

41重量%から44重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、

49重量%から52重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、

4重量%から6重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および

0重量%から1.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有することを特徴とする、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記ソルビトール粉末が、結晶性ソルビトール材料のミリングおよび/またはスクリーニングによって得られることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

チューインガムの感覚刺激特性を改良するため又は香味料の含有量を減らすための方法であって、以下の工程：

レッヂの装置を使用する粒度分析によって決定される以下の粒度分布：

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、
40重量%から45重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、
48重量%から53重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、
3.5重量%から8重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および
0重量%から2.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有する、少なくとも1つのソルビトール粉末をチューアンガム組成物に加える工程、および

チューアンガムを得る工程

を含む、

方法。

【請求項6】

前記加えたソルビトール粉末が、前記チューアンガムの5~85重量%を占めることを特徴とする、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

チューアンガムを製造するための方法であって、以下の工程：

レッヂの装置を使用する粒度分析によって決定される以下の粒度分布：

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、
40重量%から45重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、
48重量%から53重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、
3.5重量%から8重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および
0重量%から2.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有するソルビトール粉末と、ガム基礎剤とを混合する工程

を含む、

方法。

【請求項8】

可塑剤および/または香味料を加える工程をさらに含む、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

レッヂの装置を使用する粒度分析によって決定される以下の粒度分布：

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、
40重量%から45重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、
48重量%から53重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、
3.5重量%から8重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および
0重量%から2.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有するソルビトール粉末と、ガム基礎剤とを含む、チューアンガム。

【請求項10】

可塑剤および/または香味料をさらに含む、請求項9に記載のチューアンガム。

【請求項11】

2%から85% (w/w)の前記ソルビトール粉末を含むことを特徴とする、請求項9または10に記載のチューアンガム。

【請求項12】

レッヂの装置を使用する粒度分析によって決定される以下の粒度分布：

0重量%から1重量%の400ミクロンを超える粒子、
40重量%から45重量%の250ミクロンと400ミクロンとの間の粒子、
48重量%から53重量%の100ミクロンと250ミクロンとの間の粒子、
3.5重量%から8重量%の75ミクロンと100ミクロンとの間の粒子、および
0重量%から2.5重量%の75ミクロンを下回る粒子

を各種の画分の総和が100重量%であるように有する、

ソルビトル粉末。